

第45回 地方分権改革有識者会議
第120回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和3年7月2日（金）13：00～14：58

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、三ッ林裕巳内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事務次官、別府充彦内閣府審議官、寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

（1）令和3年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について

（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）

（2）その他

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから第45回「地方分権改革有識者会議」と第120回「提案募集検討専門部会」の合同会議をオンライン会議にて開催したいと存じます。

委員の皆様方には大変お忙しい折、また、東京はあいにくの空模様となっております。

それぞれ会議場のほうにおみ足を運びいただいたり、オンラインにて御参加いただいたりして御出席いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

本日はまた、公務御多用の折にも関わりもせず、坂本大臣にわざわざ会議室に御臨席いただいております。また、三ッ林副大臣には後ほど御臨席いただける御予定だと伺っております。

本日の出席状況でございますが、本日は提案募集検討専門部会の磯部構成員、野村構成員、山本構成員は私用のため御欠席となっております。

それでは、初めに坂本大臣から御挨拶の言葉を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（坂本内閣府特命担当大臣） 皆さんこんにちは、どうもお世話になります。ありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、感謝申し上げます。皆様に御議論いただきました成果であります第11次地方分権一括法に

つきましては、去る5月19日に成立をし、5月26日に公布をされたところであります。改めて厚く御礼を申し上げます。

この改正を生かし、実際に地方公共団体において、住民サービスの向上につなげることが何よりも重要であり、各地方公共団体におきましても御活用いただきたいと考えているところであります。

今年の提案募集では、新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、地方から220件の提案をいただきました。今年設定いたしました重点募集テーマでございます計画策定等についても多くの提案をいただいたところです。

提案の内容といたしましては、医療・福祉や環境・衛生に関するものをはじめ、地域社会が直面する課題に関する多くの提案が寄せられています。

また、重点募集テーマに関連いたしまして、類似する計画等による代替や他計画との一体的策定を求める提案や計画の策定や変更に係る手続の見直しを求める提案などをいただいているところでございます。

本日決定いただく重点事項につきましては、今後、特に重点的に御審議いただき、実現を目指したいと考えております。

今年も地方の発意による地方のための改革となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案について一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいります。

皆様には大変御苦勞をおかけすることになりますが、引き続き地方分権改革の推進に向けまして御尽力をいただくようお願いを申し上げます。

それでは、本日もよろしくお願いたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。伏して御礼を申し上げる次第でございます。議事に入ります前に、事務局のほうで人事異動があったと伺っておりますので、それにつきまして、事務局のほうから簡単に御紹介していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(寺崎室長) 昨日7月1日付で分権室長に就任いたしました寺崎と申します。どうぞよろしくお願申し上げます。

それぞれ参事官等にも異動がございますが、また改めまして御紹介申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、これも議事に入ります前に、事務局のほうから配付資料の確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(加藤参事官) 参事官の加藤でございます。私のほうから配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

今回、配付資料でございますが、資料1から11まで、それと参考資料ということになっております。

資料 1 は分権一括法の概要でございます。

資料 2 は 1 枚のものでございますが、令和 3 年の地方からの提案募集に係るスケジュール。

資料 3 は令和 3 年の地方からの提案と検討区分別の状況、これも 1 枚のものでございます。

資料 4 は 1 枚のものでございますが、令和 3 年の地方からの提案の特徴になっております。

資料 5 は 2 枚組でございますが、令和 3 年の地方からの提案状況。

資料 6 も 1 枚ですが、重点事項に関するメルクマール案。

資料 7 は十数ページのものでございますが、重点事項についての案でございます。

資料 8 は 10 ページちょっとの資料でございますが重点募集テーマに係る提案についての主な検討の視点の案ということになります。

資料 9 は全国知事会の関係資料ということで、平井議員提出のものでございますが、枝番資料 9-1 から 3 までということございまして、知事会での議論を踏まえた資料が出されております。

資料 10 はちょっと分厚くて恐縮でございますが、これまでのフォローアップの状況をまとめた資料を用意させていただいております。

資料 11 は令和 3 年提案募集に向けた地方支援の取組実績ということで、4 ページの資料を用意させていただいております。

参考資料でございますが、参考資料 1 が地方からの提案の全体をまとめたもの。

参考資料の 2 といたしまして、地方からの提案、調整対象にしなかったものについての具体例を掲げた資料を用意させていただいております。

参考資料 3 でございますが、スケジュールにつきまして、今回の資料から、さらにもうちょっと詳しくしたものを用意させていただいているところでございます。

不足の点、あるいは乱丁等がございましたら、お申し出いただければと存じます。よろしく願いいたします。

(神野座長) それでは、お手元の資料を御確認していただいて、特に問題がなければ、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

本日の議事でございますが、お手元の議事次第でございますように 2 つ、中心は第 1 の議題でございます「令和 3 年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」の議論を頂戴して、そのほか、ちょっと御検討いただく項目があるということで、準備をさせていただいております。

第 1 の議事です。繰り返しますが「令和 3 年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」の御審議を頂戴したいと思います。まず事務局のほうから先ほど御紹介がありましたように、資料 1 から 8 まで、それから、参考資料の 1 から 3 までにつきまして御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

(加藤参事官) 引き続きまして、私のほうから説明させていただきます。

資料1をお手元に御用意願います。資料1につきましては、先ほど大臣からも言及がございました第11次の地方分権一括法の概要ということでございます。前回2月の会議で説明いたしました内容と同様でございますが、おかげさまで国会におきまして通りまして、成立したということでございます。これは報告ということになります。

次に、資料2をお手元に御用意いただきたいと思っております。提案募集に係るスケジュールということで、これも前回の会議におきまして、こういう形で進めていきたいと申し上げたものでございます。基本的に同様でございますが、中ほどで3分の1ぐらいのところ提案受付終了は6月8日までということで、6月初めに締め切る予定にしておりましたが、地方からの提案の状況、地方からももうちょっとという声も受けまして延長して、なるべく提案を受けとめられるようにしたということでございます。中ほどに本日の会議が書いてございまして、今後ヒアリングを経て関係省庁と調整過程に入っていくということで、年末の方針の決定に向けて調整を図ってまいりたいというものでございます。

次に、3ページの資料3を御覧ください。令和3年の提案の概況でございます。令和3年の提案総数、1番上の〇でございますが、全体で220件となっております。昨年は259件でございました。三十数件減少となっております。これにつきましては新型コロナウイルス対応等がございまして、地方公共団体も多忙であったということが大きな要因として考えられないかと受けとめております。後ほどそうした要因につきましても触れたいと思っております。

220件のうち、下のほうの色つきの部分でございますが、私ども内閣府と関係府省との間で調整を行う提案、実際に調整対象にするものが160件となっております。また、そのうち、ヒアリング等をいただくものということで、提案ベースでいきますと3段目の57件、まとめて重点事項としたものもあり、項目単位でいきますと38事項ということになっております。この右側に昨年の数値を載せております。提案の減少件数に比べますと、この調整対象にした提案の減少幅を小さくしておりますし、重点事項とした提案としては、昨年より増えているということでございまして、なるべく丁寧に事前相談等の中で助言をいたしまして、地方公共団体にもお願いした結果、こうした形で提案内容としては厳選されたものをいただけたのではないかと受けとめております。

また、それと裏腹でございますが、下の白い部分でございますが、これは具体の調整対象にならないものということになります。その辺の部分につきましては、昨年に比べて減少が図られているということでございまして、なるべく丁寧に対応して掬い取ったという状況かと思っております。

次の資料4、提案の特徴ということでございます。枠囲いの上のほうでございますが、提案件数につきましては、昨年より減少、これは先ほど申し上げたとおりでございます。そのうちということになりますが、事前相談の内容共有等で共同提案を推奨したことに

よりまして、共同提案がさらに増えております。昨年も増えましたが、今年はずっと増えたということになりまして、54%ということで過半数を超える状況になっております。

新規の市区町村からの提案につきましては、コロナ禍もありましたが46団体ということで、新たにこの取組に参画いただいた団体がこれだけあったということでございます。

4番目、分野の状況をコメントしておりますが、引き続き医療・福祉関係の提案が最多で62件ということでございます。ただ、こちらにつきましては次の資料で出てまいります。件数としては30件ほど減ったということになっております。環境・衛生関係は逆に増加しているということございまして重点募集テーマに計画策定等を設定したということございまして、環境関係の計画を規定している法律等が多々ございますので、その結果としてこういう形になったのではないかと受けとめてございます。

また、重点募集テーマの計画策定等に関する提案を33件いただいたという状況でございます。

次の資料5でございます。件数の資料等を整理させていただいております。左側は権限移譲と規制緩和の区分でございますが、権限移譲が今回は13件、規制緩和が207件の提案ということございまして、規制緩和が大宗というのはここ数年の傾向ということで、今回も変わりはありません。

左下のほう、提案区分の分野別になります。先ほど申し上げましたが、医療・福祉が62件でございますが、90件から30件弱減っているということございまして、こちらではコロナ対応で地方公共団体の担当部局が忙殺されたことの影響が出ているのかなと受けとめております。環境関係について増えたというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

右側は、それと同じような傾向ということになりますが、担当府省別では厚生労働省が最多という状況は変わりませんが、厚生労働省につきましては71件、これが去年は99件ということで、30件弱の減少を見ているところでございます。また、環境関係は伸びているということございまして、ここに掲げてあるような分布となっております。

次の6ページは共同提案を種別で整理したものでございまして、御覧いただければと存じます。

また、これに関連して参考資料1でございます。個別には説明を割愛させていただきますが、地方からの提案220件の全体像をまとめさせていただいております。

また、参考資料2につきましては、先ほど資料3の中で、下のほうの白い部分と申し上げました予算編成過程での検討を各省に求めるもの、対象外、支障事例等が十分でないということで調整対象から外したものでございますが、こちらの具体例、こういうものはなかなか難しいということで、整理させていただいた資料になります。

また、参考資料3は、先ほど資料2で申し上げましたスケジュールをもうちょっと、先ほどは1枚でございましたが、具体的な日程なりを幅のある形で丁寧に落とし込んだ資料でございます。こちらもお参照いただければと存じます。

資料の本体のほうに戻っていただきまして資料6でございます。今回、重点的に議論いただくものをリストアップさせていただいておりますが、それに関する資料ということになります。資料6は重点事項のメルクマール案ということで1枚、こういうもので重点事項を選定、絞り込んだということで、その基準を載せさせていただいております。

一番上の①「活力ある地方創り、子供を産み育てやすい社会の実現等に資するもの」という事でございます、これは昨年までは地方創生、或いは1億総活躍社会の実現に資するとしておりました。これにつきまして、政府全体の経済財政政策の大きな方向性であります骨太の方針の表現を使いまして、その中でも特に地方に関係のあるものということで、活力ある地方創り、子供を産み育てやすい社会の実現というものを頭に掲げさせていただいております。これによりまして分権の推進も、それのみで独自というものではなく、政府全体の大きな政策の方向性に資する、あるいはその中の一環として推進しているものだということを明確にするという趣旨で掲げさせていただいたものでございます。

②～④につきましては例年掲げているものでございます。これまでの分権改革の経緯を踏まえて取り上げるもの、それから、住民サービスの向上等に直結するもので、部会における法的な視点からの専門的な調査審議になじむもの、また、これまでのフォローアップ案件等で重点として取り上げるに適したもの、こういうものを掲げさせていただいているものでございます。

次の資料7を御覧ください。今のメルクマール案に基づきまして重点事項としてリストアップしたものの一覧になります。8ページで全体像と区分を設けております。

1番ですが、子供を産み育てやすい社会実現に向けた提案ということで、子育て関係、これが4事項。

2番、それ以外の医療・福祉関係の社会保障制度の基盤強化につながるもので10件。

3番、グリーン社会の実現を頭に掲げておりますが、環境・衛生分野での提案が6件。

4番の活力ある地方創りですが、地方創生関係が中心になりますが、こちらが14件でございます。

一番下、デジタル化の加速等を通じた住民等の利便性向上ということで、4件ほどリストアップさせていただいているということでございます。

資料の9ページ以降でございます。以下、リストアップしたものにつきまして、簡単に説明させていただければと思います。

1番、保育所の居室面積基準の特例に係る期限の廃止でございます。保育所の居室面積基準、従うべき基準になっておりますが、こちらにつきましては一部、待機児童が多くて地価が高い等、一定の大都市地域等については、こちらを標準とするという基準を緩和する制度が設けられております。これが期限つきということで、あと2年弱ということでございまして、この期限につきまして廃止してほしい、あるいは廃止が可能でない場合には延長を考えてほしいという提案でございます。

2番、児童扶養手当の受給資格要件の明確化でございまして、児童扶養手当につきまして、離婚調停中であって実態はひとり親と変わらないような場合につきましても、支給対象となる旨をはっきり明確化してほしいという提案でございます。これは政令の規定の解釈等の問題もありまして、提案が出てきているというものでございます。

次の10ページで3番、小児慢性特定疾病指定医の申請先の一元化でございまして、こちらにつきましては指定が都道府県等をまたがる場合、それぞれの団体への申請が必要とされているということでございまして、これを一元化、主たる機関のある都道府県のほうに出せばいいという形に合理化してほしいという提案でございます。

4番、市町村子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」の算出方法の見直しということでございます。この計画の中には量の見込み、サービス量の見込みを規定しろということになっております。この規定方法につきまして詳細な規定が設けられておりまして、利用希望のアンケート調査を膨大に行わなくてはいけないということでございまして、この量の見込みの算出の仕方につきまして負担軽減を図ってほしい、違ったやり方を認めてほしいという提案でございます。

11ページで5番、介護保険の要介護・要支援認定の期間の延長手続の見直しということでございます。介護保険の要介護認定のうち、新規の申請、区分変更申請の有効期間が6か月から12か月となっております。認定したのですが、すぐにまたきてしまうということで、もうちょっとこの期限を延長してほしいという提案でございます。

また、一次判定結果が前回と変わらなかった対象者につきましては、介護認定審査会のほうに通知をすることで足りることになっておりますが、実際、審査会のほうで個別に取り上げないということで、この通知自体を省略できないかという提案も参っております。

下の6番、介護保険負担限度額認定証の期間延長ということでございます。介護保険施設の食費・居住費、いわゆるホテルコストの負担軽減対象者に交付する限度額認定証でございます。こちらは認定期間が1年で大変短いということでございまして、2年以上に期間を延長できないかという提案でございます。

7番、管理栄養士による居宅療養管理指導の見直しということでございます。この介護保険の指定居宅療養管理指導を行う対象として、薬局に配置された管理栄養士がこのサービスを行えないということになっております。これにつきましては、主治医の指導・指示等があれば、特に問題ないのではないかとございまして、病院配置の場合にはそれが認められておりますので、薬局配置の管理栄養士につきましても、この辺のサービス提供を認めてほしいという提案でございます。

次に12ページの8番、基幹型臨床研修病院の指定基準の見直しでございまして、医師になった後の研修を受けられる対象病院の指定基準についてでございます。こちらは都道府県に事務は下りておりますが、年間入院患者3,000人以上、一定の症例がということで、こういう基準になっております。これが過疎地等については満たすことが非常に難

しいという議論がございまして、この基準の撤廃・緩和を求めるものでございます。

次の9番、国民健康保険の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直しということでございます。70歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の自己負担割合の軽減についてでございます。申請を受けて市区町村において行うということでございますが、市町村のほうで既に把握している収入情報を使うことによりまして、事務の効率化が図れるのではないかとということで提案が出てきております。

下の10番でございます。生活保護法上の被保護者が居所不明となった場合に、保護の廃止をする場合の通知方法ということになっておりますが、こちらが法令等で明確に定められておりません。この通知方法につきまして、事例がかなりあるものですから明確にしてほしいという提案でございます。

13ページで11番、へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和ということでございます。離島等のへき地診療所に対しますオンライン診療、こちらがコロナ対応の中で、かなり件数としては出てきております。それに伴いまして、医師の診療につきましてはオンラインでできるのですが、こちらは薬の提供、調剤につきましては、医師なり薬剤師なりがないと現地でできないということになっております。必ずしもそうしたものがなくても、定型的な薬の受け渡し等ができるのではないかとということで、こちらの部分をオンラインによる指示で代替できないかという趣旨で、規制の緩和の提案が出てきているという内容でございます。

下の12番、都道府県献血推進計画の義務付けの廃止でございます。都道府県が献血推進計画をつくとされておりまして、その中で、特に大宗として、確保すべき血液の目標量を定めるということになっております。これにつきましては採血事業者、日赤ということになりますが、こちらのほうが受入れる目標量を定めているということで、都道府県が定めるものも基本的にこれと同じになるということでございますので、この計画によらなくてもいいのではないかとということ。また、それ以外の計画の規定事項につきましても、普及啓発等は計画がなくても展開ができるということございまして、廃止を求めるものでございます。

下の14ページ、障害者・障害児関係の計画に係る計画期間の延長等ということでございます。障害関係の計画でございますが、障害者計画、障害児福祉計画、障害福祉計画という形で3つ、複数あるという状況でございます。こちらにつきまして、それぞれの計画の期間等もうまくかみ合っていないということがございまして、また、記載内容の重複も見られるということで、この辺の対応、簡素化なり、期間の調整等を図ることを求める提案ということでございます。

下の14番、市町村介護保険事業計画の計画期間の見直しでございます。市町村の介護保険事業計画は3年ごとにつくるとされておりまして、こちらをつくった後、間もなく次の計画の策定を準備しなければならないということで、非常に短いということで、こちらを6年を1期とする見直しという形にできないかという提案でございます。

15ページで環境関係になります。15番、脱炭素社会実現に係る各計画の統合、策定支援でございます。脱炭素関係、温暖化対策でございますが、地方公共団体の計画、右の1番に書いてあるように3つほどございます。こちらにつきましては重複等もあるということで、全体として、この辺の統廃合の見直しができないかということ。それから、専門的な部分を含むということでございますので、策定なりを求めるのであれば、その辺の専門的な観点からの人材派遣、支援の充実等をきちんとしてほしいという提案でございます。

下の16番、都道府県分別収集促進計画、容器包装リサイクルの関係でございますが、その計画の策定義務の廃止ということでございます。都道府県が分別収集促進計画、市町村が市町村分別収集計画をそれぞれ策定するとなっておりますが、都道府県の計画は市町村の計画の中で定められました排出量の見込みを取りまとめる部分が大部分ということで、基本的にわざわざ計画をつくらなくてもいいのではないかとということで、都道府県の計画の義務付けの廃止を求めるものでございます。

下の16ページの17番、鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直しということでございます。指定鳥獣の捕獲事業、この交付金の採択要件として定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画というものがございまして、こちらがこの後ろに書いてあります計画とかなりかぶるということでございますので、統合することを求めるもの。また、下のほうの計画につきましては、環境審議会の意見の聴取ということになっておりますが、こちらにつきましては鳥獣管理の分野の有識者の聞き取りで足りるのではないかとという提案でございます。

下の18番、ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止ということでございまして、ダイオキシンを排出する事業者からの状況の測定結果を都道府県のほうが報告を受けて、それに基づきまして公表することになってございまして、こちらにつきましては事業者自体が公表すれば足りるのではないかとという趣旨で、廃止の提案が出ているというものでございます。

17ページの19番、感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直しということでございます。コロナ対応の中、市町村がPCR検査等を促進するということで、市町村独自に検査施設を設けたと、その場合、スポンサーである市町村を通らず、感染なり陽性の患者が出た場合には、保健所を通じて県知事に報告が上がるということになってございまして、市町村がなかなか情報を直接把握できない、情報が遅れるということでございまして、こちらの見直しを求めるという提案でございます。

下の20番、と畜検査員のと畜検査の一部簡略化の見直しを求めるものでございます。と畜検査員がと畜検査をしていくということでございますが、これは食鳥検査では食鳥処理衛生管理者がスーパーバイザーとして見るということで、検査を簡略化できる仕組みというものが導入されてございまして、こちらをほかのと畜検査におきましても導入を求めるということで、獣医師不足に対応しようという提案でございます。

次の18ページ、以下、活力ある地方創り関係です。21番、農業委員会の委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和ということでございまして、農業委員会の委員の過半数が認定農業者等でなければならない、この基準が厳しいということでございまして、この要件を緩和できないかという趣旨の提案でございます。

下の22番、農地の転用、一時的な転用を許可不要とする場合にも追加できないかという提案でございます。2つほどございまして、上のほうは市町村の埋蔵文化財調査でございまして、これは一時的なものに戻す、しかも市町村が事業主体ということになりますので、こちらは転用許可は不要とできないか。下の②、太陽光発電の施設についてですが、荒廃農地の場合には10年間となっており、荒廃農地でない農地につきましては期間が短いということでございまして、一体としたものにつきましては10年間という転用許可を認めてほしいという提案でございます。

下の23番、区域区分の変更に関する都市計画決定、いわゆる線引きの決定権限を中核市に移譲するという提案でございます。こちらは既に都道府県から指定都市に下りておりますが、中核市につきましても移譲できないかというものでございます。

次の19ページ、バリアフリー法における建築物特定施設の条例追加の見直しということでございます。バリアフリー法に基づきまして移動円滑化基準を適用する建築物、また、その建築施設・設備等を条例で追加できるようにということでございます。こちらにつきましては、建築物のほうは既にできるということでございまして、一部の建築設備のほうについてはできないということになってございまして、この辺を緩和してほしいというものでございます。

下の25番、新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長でございます。新型コロナウイルス感染症の対応のため、臨時的医療施設、検査施設等を仮設で造ったという事例が出てきてございまして、こちらがコロナ対応が長引いたことによりまして、建築基準法の仮設建築物を使える期限がもう少しで迫っていると、これが2年3か月ということで、もうしばらくすると期限を迎えるということでございまして、こちらにつきましても存続期間を延長できないかという提案でございます。災害特例等と同様にしてほしいというものでございます。

下の26番、地域公共交通に係る協議会等の一元化の提案でございます。地域公共交通関係の協議会につきましては、それぞれの法令ごと、また、事業ごとに設けることを求めている例がございまして、市町村、あるいは地方団体のほうで幾つかつくらなければいけないということでございます。こちらの一元化、それに伴う構成員の見直しを図れないかという提案でございます。

次の20ページの27番、農村地域産業等導入基本計画の廃止ということでございます。こちらは市町村の計画というのがメインでございまして、都道府県の計画は法律では任意でございますが、市町村が計画を策定する際に、都道府県の計画を踏まえなければいけないということで、都道府県も事実上義務付けになっているということでございまして

て、この辺の調整方法を変えることによって義務付けを外せないかという提案でございます。

28番、土地改良法に基づく市町村の応急工事計画の議会議決を不要とする見直しということでございます。市町村が土地改良法に基づきまして災害復旧工事を行う場合、議会の議決を経て着手しなくてはならないということになっております。こちらは都道府県の場合には議会の議決がついていないのですが、市町村だけついているということでございまして、こちらを事業促進の観点から見直してほしいという提案でございます。

29番、地籍調査におきます事業計画の変更手続の廃止等でございます。地籍調査事業につきまして、計画の変更手続の規定があるということでございますが、これは国の負担金等の変更手続とほぼ同様の手続ということになっておりますので、年度ごとに小まめな調整は必要ないだろうということで、廃止を求めるものでございます。また、地籍調査の結果としてできた図面等につきまして、登記官のほうに回すと多数の修正指示があるということで、それも人ごとにそれぞれ内容が異なるということでございますので、こちらの登記官の修正方針につきまして、統一・明確化を図ってほしいという提案でございます。

21ページの30番、下水道法の計画の変更手続の見直しでございます。上のほう、2以上の都道府県にまたがる流域別下水道整備総合計画でございます。2以上の都道府県にまたがるものにつきましては国土交通大臣との協議となっておりますが、当事者で同意していれば、こちらは不要ではないかという提案でございます。また、下のほうでございますが、公共下水道事業計画も大臣協議がかかっておりますが、面積が狭い、小さいとか、ほかの市町村と接しない場合につきましては、こちらは不要ではないかという提案でございます。

31番、都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者の円滑入居賃貸住宅の独自基準を定める場合の見直しでございます。こちらは住宅セーフティーネットということで基準を都道府県が定める場合に、個別の計画によってこの基準を定めなさいということになっております。こちらにつきましては、都道府県のほうで定めております住宅関係の計画の中で定めれば足りるのではないかとということで、見直しの提案でございます。

次の22ページの32番、地方創生関係の計画の整理・合理化でございます。地方創生関係は様々な計画がございます。地方版総合戦略、地域再生計画、さらに事業の実施計画ということでございます。こちらの重複、手間が多いということでございまして、地域再生計画で総合戦略を代替可能にできないか、総合戦略における数値目標やKPIにつきまして進捗管理を簡素化できないか、また、事業ごとに求めております地域再生計画や実施計画につきましてまとめられないか、重複事項も整理できないかという趣旨の提案でございます。

下の33番は、地方におけます消費者関係の計画が2つほどございまして、かなり内容もオーバーラップするということでございまして、こちらにつきまして計画の一体的な

策定をしやすくできないか。あるいはこの策定が任意であるものにつきましては、それを明確化できるかという提案でございます。

23ページの34番につきましては、中小企業等経営強化法の大権限、分野指針の策定、経営力向上計画の権限でございますが、こちらを関西広域連合に移譲できないかと、関西の地域特性を踏まえた展開ということで、権限移譲を求める内容でございます。

下の24ページの35番、登録免許税に係る市区町村の住宅用家屋証明の廃止ということでございます。こちら法定受託事務で市町村が行っておりますが、こちらにつきましては法務局で直接確認、書類を提出すれば足りるのではないかとという提案でございます。

36番は、住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大ということでございまして、空き家対策、国土調査、公営住宅の家賃の徴収等の事務を追加できないか、事務の効率化を図れないかというものでございます。

25ページの37番、戸籍情報の電子的な利用の拡大ということでございます。戸籍の電子情報のネットワーク化が進んでおりまして、これにつきまして戸籍事務だけではなくて、市町村のほかの事務につきましても、本籍の間で電子的に利用するようなことを可能にできないかということ。また、住民基本台帳ネットワークに本籍地情報をやり取りできるように追加できないかという趣旨の提案でございます。

最後の38番はフォローアップ事項でございまして、医師法に基づく届出のオンライン化につきまして、令和4年ということで進んできておりますが、この辺の経由事務等も含めた見直しにつきまして議論したいというものでございます。

資料7が長くなりましたが、最後に資料8でございます。重点募集テーマに係る提案について、主な検討の視点があるということで、計画策定の提案につきまして、この機会に関係省庁に検討を要請する中で、もうこの段階から検討の視点を提示いたしまして、よく考えていただきたい。それによりまして、ヒアリングを通じた議論等を加速・促進させたいということで、今回、重点募集テーマにつきましては、こういう形で横串にまとめさせていただいております。

1ページは重点募集テーマの趣旨でございますので、説明は省略させていただきます。

通しの27ページ、それぞれ横側に提案の内容、横串のもの、右側に検討の視点を書いてございます。計画の策定の義務付けにつきましては、計画策定という手法を義務付ける必要性、そして、廃止ができないかということ投げかけることにしております。

2番、策定規定の統合ということで、法令上、統合を図れないか、まとめてやれるようなことを考えられないかということでございます。

下の3番、計画策定に財政支援がついているものにつきましては、財政支援の要件としている理由、そして、財政支援のために必要なものはどの部分なのかということを確認してほしいというものでございます。

次の28ページ、財政支援以外にいろいろな要件で実質的に義務付けされるものがこの4番でございますが、こちらにつきまして、こうした義務付けを余儀なくされるような

形のものを見直すべきではないかという趣旨を投げることにしております。

5番、類似計画、上位・下位の計画等につきまして、こちらはそれぞれ他計画の代替を可能とするようにまとめられないかという趣旨のことを掲げさせていただいております。

6番は通知に基づく計画策定でございます。こちらにつきましては、あくまでも計画は任意であるということを確認化すべきではないかという視点でございます。

29ページの7番、期間の見直し、期間につきましては計画の検証等も行った上でやれるような延長といったことも考えられるべきではないかという視点でございます。

8番につきましては、計画内容をいろいろ書いてあるものにつきまして、廃止、努力義務化といったことができないかというものでございます。

9番につきましては、計画策定の内容とか手続が財政支援等がついている場合においても、それに基づくものは必要最小限、あるいは事後的に確認できるものは整理すべきではないかという趣旨でございます。

最後の30ページ、10番は技術的助言の充実、先ほど環境関係でもございましたが、しっかり計画策定を求める場合には、この支援をしっかりとやってくださいというもの。

11番につきましては手続の見直し、様々な意思決定過程に係る手続につきまして、いろいろな形の義務付けがございますが、こちらにつきましては関与を最小限にすべきではないかということでございます。

31ページ以降、前回の会議で説明させていただきまして、公表しているものにつきまして、議論の素材としてつけさせていただいております。

長くなりまして恐縮でございますが、以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、これから御苦勞をおかけすることになります高橋部会長から、今回の地方からの提案等に関してコメントを頂戴できればと思います。

(高橋部会長) 高橋でございます。ただいま事務局より概要の御説明がございました。私より本年度の地方提案について特に印象深い点につきまして、重ねてとなりますが発言させていただきたいと思います。

8年目となります本年度におきましては、地方から220件の提案をいただきました。やや少ないものとなっておりますが、新型コロナウイルスの対応で大変お忙しい中で多くの提案をいただいたものと認識をしております。

また、本年は初めて共同提案が過半数となるとともに、例年どおり追加の共同提案も多数いただいております。幅広い団体で共通して直面している課題に基づいた提案をいただいたものと考えております。

提案の内容としては、医療・福祉、環境・衛生に関するものをはじめとして、本年度も幅広い分野の提案をいただきました。現場で解決が待たれている多くの課題があることを改めて認識した次第でございます。

重点募集テーマのうち14事項25件を重点事項案とさせていただいております。新たな取組として、重点募集提案関係の提案につきまして、各府省への検討要請に合わせて、今御紹介いただきました主な検討の視点を示して、専門部会でもこれを土台に議論をしてまいりたいと思っています。

提案募集検討専門部会といたしましては、本年も充実した審議に努めまして、地方からの提案の最大限の実現に向けて、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ここでもって、公務多忙の折御臨席いただきました坂本大臣が公務のために御退室されます。どうもありがとうございました。

(坂本内閣府特命担当大臣) よろしく願いいたします。お世話になります。

(坂本内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、ただいま事務局、さらには部会長からもコメントを頂戴いたしました事項に関しまして御審議をしていただければと思いますので、御意見・御質問等がございましたら御発言を賜りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

もしもよろしければ、平井議員、知事会等からも提出していただいております資料がございしますので、それを含めてでも構いませんので、冒頭の御発言の口火を切っていただければと思います。

(平井議員) 本日も神野先生、高橋先生、小早川先生をはじめ、先生方の大変なお力をいただきまして、この会議となりました。感謝を申し上げたいと思います。

また坂本大臣、三ツ林副大臣をはじめ、内閣府の皆様には、このようなお取りまとめをいただき、日頃、地方分権の推進に力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げたいと思います。寺崎さんには御就任おめでとうございました。

先ほど加藤参事官のほうから詳しいお話がございました。そのことに触れながら、資料9-1から資料9-3まで、全国知事会を去る6月10日に開催しまして取りまとめたものを中心として、御意見を申し上げたいと思います。

このたびは、220件の提案を分権改革として出してくださいました。そのうち33が計画策定に関わるものであります。私ども地方のほうでここに来て急速に認識が高まっていますのは、この計画がいろいろと新しい法律ができるたびに増えてきまして、どんどん数が増えてきていると、それが努力義務という名前であっても、実際上はつくらずにはいられないような世間の風潮にあたり、政府のほうでもつくっているところ、つくっていないところで比較をされたり、つくったところのみ補助金を出しますよというような仕組みになる。これは過大な、いわばレバレッジでございまして、単に補助金を出すだけなら、その計画の審査をしていただければいいのですが、もう生い立ちから沿革から関係者の知恵から地域の背景からみんな計画でとにかくつくってこいと。そのために半年、1年、2年とかけて計画をつくるということに事実上なっておりまして、大変過大

で行財政改革上も問題ではないかと、やはりこのことの問題意識は県市町村を通じてあると思います。

そのことが中心となろうかと思いますが、今回、重点的なテーマとして内閣府で取り上げていただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

資料9-1を御覧いただきたいと思います。まず全体のお話を申し上げますが、37ページとなっているところ、1の(1)で「国と地方の協議の場」とございます。今、新型コロナ対策で、我々は現場で正直大変な思いをしている毎日なのですけれども。ただ、この間、収穫があったかなと思いますのは、政府のほうの大臣をはじめ、皆様と日頃から意見交換をする機会をいただけていることです。今日もそうですが、こういうネット会議なども活用することによりまして、国と地方の対話の新しい形が生まれてきているのではないかなと考えております。ぜひいいところはこの新型コロナ後も継続をしていただいたり、発展をしていただくことが大切なのではないかなと思います。

37ページの1つ目のポツに1つ書いてありますが、特に分権の観点では、コロナで言いますと、まん延防止の重点措置、これは知事がやるものだということになっているのですが、ただ事実上、政府のほうでこの発動も、あるいは解除も、内容もコントロールされているところでありまして、臨機応変にできないという面があります。ですから、そうしたこと、また、緊急事態宣言についてもそうですけれども、このへんは地方側の意向とよくすり合わせをしていただいたり、実情に即してやっていただけるように政府のほうでも対処していただく必要があるのではないかと考えています。

私ども現場のほうでは、このままであると、ちょうどオリンピックの時期に大きな波、第5波がやってくるのではないかと、非常に心配をしております。それを押しとどめるためには、機能的に新型コロナの感染を阻止していかなければなりません。例えば保健所の機能を働かせる、それから、大都市のほうではお店を閉めるようお願いをする、そういうことが行われます。いろいろそうした措置が柔軟に取れるようになって初めて、この厄介な夏を乗り越えられると思いますので、ぜひ御配慮いただきたいということがあります。

次の38ページのところにありますのが、2番、計画策定の見直しについては、後ほど御報告を申し上げたいと思います。

次の39ページの(1)に「従うべき基準」の見直しとあります。今回、いろいろと取りまとめの中に入れていただいて、これから高橋先生にお力をいただきながら捌いていっていただけたと思いますが、先ほどの事務局の資料の重点項目の中で、9ページの1番のところ保育所などの居室面積の従うべき基準の緩和のことでございました。これが4年度いっぱい切れることになっています。ぜひ恒久化してくれという声がありますし、それが今回、ここに大阪の提案として入っていますが、そのほかの中小都市でも同じような悩みがありますので、ぜひ御考慮いただきたいということです。

それから、11ページの7番、居宅の療養管理指導が薬局でできないかということです。

これも規制がかかっていて、病院でないとできないとなっているのです。ただ、今、地域包括ケアを進めていくときに栄養管理をしていくことが長寿のため、健康づくりのために大変大切なのですが、なかなか病院の数が中山間地などを中心として限られていまして、東京の感覚ですと、それは病院でやればいいではないかということなのかもしれませんが、なかなかお医者さんがいないところで、全部お医者さんのところでやるというのは、正直ナンセンスであります。薬局のほうでも、こういう規制緩和があれば、居宅療養管理指導というものをやるという意味も強いところであります。今後、この地域包括ケアを整備・推進していくためには、こうした従うべき基準を緩和していただく必要があるのではないかと思います。

これらのように、教育だとか福祉だとかを中心としまして、数々の従うべき基準、これを参酌すべき基準にするなど、抜本的な対策をお願いしたいということです。

また、政府の資料のほうの39ページの38番の訪問看護ステーション、これが継続案件のところの資料に入っています。2.5人というのがなければいけない。これがないがために訪問看護ステーションを看護師の少ないところは閉めざるを得ないというのもナンセンスだと思います。ですから、地域の実情に合わせて考えていくべきであって、令和4年度中に検討をまとめるということではありますが、ぜひ加速していただきたいと思っています。

このようなことが従うべき基準としてあるところであります。

また、私どものほうの資料の次のページを見ていただきますと、立法プロセスへの参画、あるいは地方分権改革特区という提案もございまして、このへんもやはりルールづくりに地方が参画することが大事でありますし、広域連合などを地方分権改革特区として認定をして実験をすることも有用だと思いますので、御一考いただきたいということです。

次のページで、地域格差是正のために税財政の問題でも6対4という国・地方の税収割合、歳出割合は4対6であるという相変わらずの状況がございまして、財政基盤を充実することが、まずは地方分権の第1の柱になりますので、今後とも考慮いただければと思います。

そういうようなお話を申し上げた上で資料9-2でございまして、これが計画について、このたび知事会で整理をさせていただいたものであります。裏のほうのページを見ていただきますと、ここに円グラフがございまして、都道府県が策定主体となった計画のうち、36%については支障があるということです。計画策定までは要らないのではないかと、大変な人、あるいはお金を必要とするとかいうようなことがございまして、それから、下のほうであります。市町村が策定する計画についての支障事例、これも37.6%ということでございます。こういうように、かなり課題が年々膨れ上がってきているということです。

もうちょっと具体的に見ていただきますと、その次の資料9-3であります。3ペー

ジになりますが、51というページ番号が振ってあります。1つの例として、真ん中から下ぐらいに過疎地域自立促進都道府県計画というのがあります。このたび議員立法が成立しまして、過疎地域持続的発展都道府県計画というものでありますが、いわゆる過疎法です。過疎法によってまずは基本的な指針というのを都道府県がつくることになっていまして、これに基づいて市町村が計画をつくると、そして、都道府県のほうでも計画をもう一つつくれということになっております。

ただ、実態としては、もうできたばかりの、このたび再立法されたばかりではありますが、実態としてはこの2つの基本的方針のところと、それから、都道府県の計画はほぼコピペ状態であります。中身が変わらないのです。そこに市町村が書いた計画をそのまま切り貼りして載せていると、それが都道府県計画なのです。だからあまり意味がないのでこれやめてもいいのではないかとということです。なぜつくっているかというのと、このたびもそうなのですが、法律に2つつくれと書いてあるからでありまして、こういうものは根っこからやめてもらってもいいのではないかなという例であります。

それから、ページを飛んでいただいて9ページ、57と番号が振ってあるところです。ここにいくつか計画がたくさんできている例が書いてあります。真ん中よりちょっと上のところに環境分野というのがあります。これを例に見ていただきますと、地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画、環境保全活動等行動計画、あとは廃棄物だとか、食品ロスがあります。これらはほぼオーバーラップしています。廃棄物は廃棄法のこと、それから食品ロスの計画であります。

実はこれらは特に一般廃棄物系だとかは、あまり都道府県は意味がもともとないところですが、こういうものと全体像を書いたことが、これがほかの計画と実はオーバーラップしてしまっていて、さらに通常の県では環境基本計画みたいなことを条例に基づいて総合計画をつくっています。そういうものに加えて、地域気候変動適応計画もつくれと、これはなぜかというのと、平成30年度に気候変動適応法という法律ができたからであります。次の地方公共団体実行計画も平成10年に地球温暖化対策推進法ができて、それで作るようになっていくからであります。さらに環境保全活動等行動計画は議員立法なのですが、平成15年に環境教育による環境保全の取組の推進に関する法律ができて、こういうものをつくれと。ただ中身はほぼ一緒なのです。

結局法律をつくるときに、計画をつくりなさいと書くパターンがありまして、それで同じようなものを繰り返すつくると、これが策定年次が違いますので、非常に往生しているということです。

ほかの例で言いますと、そこから少し下のほうに行きまして、障害分野というところがあります。ここで都道府県障害者計画というのがあります。これは障害者基本法に基づいて作るものです。次の都道府県障害福祉計画というのがあります。これは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というものでありまして、介護保険のような制度、介護サービスのように障害者サービスをやろうというときにつくら

れたものであります。それから、都道府県障害児福祉計画、これは児童福祉法に基づくものです。あと、作業所の工賃向上計画、こういうものがありまして、いずれも同様の内容を相互に含むものであります。しかも都道府県の場合、障害者計画というのは市町村が障害者福祉を持っているものですから、多くは市町村のものでありまして、それを足し算して計画書を積み上げていくというようなものが実態でございます。

このような形で、実は皆様のあまり目に届かないところで計画づくりが、自治体の1年間の仕事の大きなウエートを占めているわけでありまして、こういうものを簡略化したり統合していくことは非常に重要であり、それが本来の今回の新型コロナみたいな仕事に充てる時間ができたり、人員を割くことができますので、ぜひ御配慮いただきたいと思っております。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。密度濃く生産的な御指摘をいただきましたことに深く感謝申し上げる次第でございます。

ほかはいかがでございましょうか。

三木議員、御発言を賜ればと思っております。

(三木議員) 市長会の須坂市長の三木です。このような発言の機会を設けさせていただきました、ありがとうございます。

今、平井議員のほうから市町村も踏まえた形でいろいろな形で報告、また、御意見をいただきまして大変ありがとうございました。

私なりにちょっとお願い等をしたと思います。まず、資料の9ページであります。今の平井知事の御発言と重複するわけですが、保育所等の居室面積基準の特例に関する期限の廃止であります。これは待機児童の多い、そして、地価が高い大阪市のほうから、従うべき基準を標準とするものという形で期限を廃止するか延長してほしいということですが、実は私ども須坂市を含めて同じような状況にありますけれども、地価が安いということで、この従うべき基準も認められていないわけがあります。

そして、資料をつくっていただきました29ページ、平成26年から令和2年の対応方針のフォローアップの状況のところですが、そのところに保育所における保育室等の居住面積に関する基準の見直しという形で、厚生労働省のほうで3月31日現在、どのようにして対応しているかというのが書かれております。これを読みますと、令和2年12月31日に新子育て安心プランを取りまとめ公表した当該プランにおいては、巡回バスによる保育所の広域利用を支援する事業の拡充や、保護者と保育所をつなぐ保育コンシェルジュの事業の実施可能自治体の拡充と書いてございます。これが実は地方の特性に応じた支援策と書いてございますが、はっきり申し上げまして、地方の特性に応じた支援策にはなっていないということでもあります。

支援のポイントが新子育て安心プランの中に書いてございますが、整備費等の補助率のかさ上げだとか、改修費等の補助率のかさ上げというのが具体的に書いてございますが、これはお金をかけて解決するという方法であります。私どもが提案しておりますの

は、そうではなくて、基準をやや緩和していただければ、お金をかけなくても待機児童をなくすことができるということでもあります。

2つ目は、マッチング等でコンシェルジュ等を配置するということではありますが、マッチングの中身が保育コンシェルジュによる相談支援の拡充ということでありまして、もう一つは巡回バスによる送迎に対する支援というのがございます。

実は保育コンシェルジュを置いたとしても、私どもの職員よりも詳しいコンシェルジュは置けないと思います。どこの保育園で待機児童が出そうだとか、そういうようなことは職員が一番よく知っております。もう一つ、市町村の場合には、相談に来る人がどういう方であるのか、ひとり親世帯であるのか、どういうところで勤務しているのか、そういうことも含めながら待機児童を生じないようにしているわけでありまして、まさにコンシェルジュの役目を市の職員が行っているわけでありまして。

それから、巡回バス等による送迎ということでもありますけれども、地方に行きますと、みんなマイカーで子供たちを遠いところでも送っていますので、巡回バスを回すということは実現可能性が極めて低いわけでありまして。今、地方にはバス自体がございませんし、朝の時間に運転士を確保することが非常に大変なわけでありまして。

ぜひこういうようなプランをつくる際には、当該の地方公共団体の意見を聞いていただいてプランをつくっていただきたいと思っております。そうしませんと、結局机上のプランという形になりますので、ぜひその辺につきましてはお願いしたいと思っておりました。

もう一つ、やはり平井議員に触れていただきました計画の策定なのですが、これにつきましては何のために計画を策定するのかというポイントが大事だと思います。そして、同じ省庁の中でも縦割り行政をしておりますので、縦割りで計画がつくられてしまっております。ところが、市町村へ行きますと、1つの部署なりでやっておりますので、縦割りではなく、複合的に様々なことを考えながら計画をつくることができますので、細かな視点ではなく、大きな視点で何をやるかということを示していただいて、もし計画をつくるとしても、その観点でやっていただければ大変ありがたいと思っております。

私の感じましたことは以上の2点でありますけれども、よろしく願いいたします。
(神野座長) どうもありがとうございました。貴重な御意見を頂戴いたしました。

坂口議員、御発言をいただけるのであれば頂戴したいと思います。

(坂口議員) 神野座長さん、高橋部会長さんをはじめ、議員の皆様、また、先ほど御退席をされました坂本大臣、三ッ林副大臣におかれましては、皆様のお力添えをいただきますことを心から感謝申し上げます。

まず、提案募集方式について申し上げます。各自治体におかれては、新型コロナウイルス、またワクチン接種への対応に追われる中であって、件数こそ昨年より少ない数ではありますが、割合としては市区町村からの提案が約7割を占める結果となりました。

小規模町村が単独で声を上げるのは、限られた人員で通常業務をこなしていることも

あつて難しい面もあります。また、先ほど平井議員からもお話がありましたが、県との協議をしなければならぬ案件もありますので、昨年実施された早期事前相談の情報提供を通じて、まずは共同提案団体として参画できるような後押しをしていただくことが今後も重要になってくるのではないかと考えております。

また、昨年は9割を超える提案について実現、対応という成果が得られました。本年も引き続き重点事項となっていない提案事項も含め、提案事項全般にわたって目配りいただくとともに、関係府省の皆様には実現に向けて前向きな検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

重点事項案については、重点募集テーマである計画策定等のうち、提案団体に町村を含む提案を上げていただきました。全国町村会としても、これまで大きな課題であると考えていた分野であり、提案実現に向けて後押しをしてまいりたいと考えておりますので、これについてもよろしくお願いをいたします。

計画策定等につきましても、前回の有識者会議でも御意見がありましたが、計画策定等については、地方からの提案募集を通して見直しを進めると同時に、所管省庁でも積極的に見直しを進めていただく必要があるものではないかと考えておりますので、内閣府において強力に働きかけを行うなど御検討をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

続いて市川議員、よろしければ御発言を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(市川議員) 市川でございます。今回は欠席して申し訳ありませんでした。

まず今回、コロナ禍でも220件もの提案が出てきたということ、そして、共同提案が増えているということ、このような状況に関して、事務局及び地方自治体からの派遣職員皆様の御努力に感謝したいと申します。

重点テーマとして挙げられています計画策定に関する情報の整理について、これは今、平井議員、三木議員、坂口議員からの御説明にもありました通り、テーマ個別の提案募集に対する議論ももちろんですけれども、それ以上に、やはり地方と国との関係性及び役割分担を議論する、そういう大きな枠組みの中でも非常に重要なテーマだと思っております。このようなテーマを掘り起こしていただいたことに感謝したいと思います。

ここでは個別の提案に加えてぜひ議論を高めていきたいと思っておりますので、計画を策定するということを考えたときに、やはり必要となるのはデータだと思うのです。国としても必要なものは地域のデータ、やはりそれに基づいていろいろと政策を考えているということだと思っております。

こういう問題は少し別の側面から考えてみますと、地方自治体もふだんより様々なデータを整理・収集されていると思うのですけれども、それがどのように整理されているかということも、これを機会にぜひ見直していただくことも必要ではないでしょうか。もちろん合理的でない計画、あるいは重複する内容の計画策定に対する見直しは当然必要

なことですけれども、自治体内部でもどのようなデータを持っているか、そして、必要に応じて国に対しても提供するようにしておかなければならないと考えますので、計画をつくる段階で一体何に一番時間を使って、どういうところに手間ひまがかかっているのかということについても、各自治体でも見直すよききっかけになるのではないかと思います。

やはり、我々の会社でもそうなのですけれども、データを集めてくるということについてはすごく時間がかかっています。本当に大切なことは、そういうデータからどのような政策をすべきか、何をすべきかということであり、そういう知恵を絞るところに本当は時間が必要なのですけれども、それがなかなかできていない。そういう点からしますと、今回デジタル法案が可決されて、9月からデジタル庁が創設されるわけですけれども、やはり地方行政、特に分権を進めていく上でも、このデジタル化というものをやはり推進して、しかもドライブをかけていく必要があると思います。

ですから、ちょっと乱暴な言い方をしますと、計画というものについてはふだんから考えていることで、いつでも必要なデータは出せるような状況に自治体もなれば、議論も進むのではないかなと思っております。これはこの有識者会議との議論とは少し外れますけれども、そういう視点も頭に入れながら議論を進めていただければと思います。(神野座長) 有益な御意見をありがとうございました。

引き続き後藤議員、御発言をいただければと思います。

(後藤議員) ありがとうございます。

ただいまの市川議員と同じようなことを考えながら御説明を伺っておりました。

まず、このコロナ禍にあって提案総数220件という数字は、例年より1割程度減っているかもしれませんが、大変大きな数字だと受けとめております。また、重点事項も57件38事項、共同提案も増えているとのことでしたし、新規の市町村も46という数です。これまでの皆さんの努力が形となって、数字となって現れてきているのではないかなと思いました。

それで、昨年度から出てきた計画策定等という今回の重点募集テーマがやはり一番ホットな話題でございます。33件というのが多いと見るか、少ないと見るか、なかなか難しいところではあるのですけれども、私自身一番関心がありますのは、こうしたものが分権のネガティブな副産物として現れてきているのか、あるいは国と地方の間の構造的な問題なのか、そのあたり、個別の33件一件ごとの対応とは別に分析してみる必要があるかなと伺っていました。

あと、DX化についてもまさにそのとおりでありまして、最近では大学でも文系の学生にもデータサイエンスを必修にしております、やはりエビデンスを持って計画を立てることが重要になってきています。その意味で言うと、紙の計画をつくるというのではなくて、必要な情報はクラウド上にあって、そこにタグをつけて飛ぶような形の計画にこれからはなっていくのだろうなと思います。今日の資料も膨大な紙の量でございます

けれども、そのあたりも恐らく計画をつくるという行為自体がこれから変わっていくのではないかなとも思ってお話を伺っておりました。

コメントでございます。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、勢一議員、よろしく申し上げます。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

提案募集に関しまして、先ほど御説明いただきました内容と今後の方針に私は異存ございません。コロナ対応で多忙を極める中で、今年度も220件という多数の提案をいただきまして、大変ありがたく思っております。提案をしてくださった団体の皆様、それを受けとめて対応してくださった分権室の方々など、関係者の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

改めて提案のほうを眺めてみますと確かに数は若干減っておりますが、既に皆様が御指摘のとおり、内容面を見るとやはり今年度は高く評価できるのではないかと感じています。私も共同提案が過半数を超えたという部分は非常に大きな成果だと思っておりますし、それにつながる形で、事前相談の内容を共有して提案の議論を進めてくださった対応方法、これはより現場の実情を多く反映するような形でもあったと思っておりますので、提案の質の向上につながった大きな成果ではないかと思っております。

特に異なる都道府県の複数市町村による提案がかなり増えております。実際に参考資料全体を眺めると、共同提案、そして、追加共同提案が幅広いところから出ているというのが非常によく分かります。こうした全国でいろいろな角度から制度のことを考えていく。こういう地盤のようなものが提案募集の制度を通じて徐々にできてきているのではないかと、大変心強く感じているところです。

これから提案の検討のお手伝いをさせていただくのですけれども、印象として残っておりますのは、資料7の最初のところで、重点事項について重点の全体像ということで、目指す地域社会の像を赤字のキーワードで出させていただいています。こうした目標を実現するために地方分権を進めていくのだということ。このような形で見れば住民にも分かりやすく共有してもらえるのではないかと思いましたが、提案に関する検討をする場合でも、こうした目標を府省と自治体で共有しながら議論が進められるということで、私もこの全体像のキーワードを意識しながら提案の検討に携わってまいりたいと思います。

もう一点、計画策定、既にたくさん御意見が出ていますので重ねませんが、やはり今回の提案募集を通じて、地方側も国側も計画について意識を持って考えるきっかけになったと思っております。計画は多様なものがありますので、簡単な議論では済まないと思っておりますけれども、個別の提案に応える検討をするとともに、それに合わせて、その検討の中から地方分権時代の計画の在り方を今後ここで議論していただけるような知見が得られないかということ意識しながら、丁寧に議論を進めていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、谷口議員、御発言いただければと思います。

(谷口議員) 今年も関係者の皆様にあられましては、大変な御尽力を賜りまして誠にありがとうございます。資料も毎年なのですけれども、大変充実していて、分かりやすく勉強になった次第です。

私のほうからは簡単な質問を2、3して、あとはコメントという感じなのですが、事務局から説明いただいた資料4の中で、これは素朴な質問なのですが、各表中のパーセンテージというのが何を意味しているパーセンテージなのか、後で教えていただければなと思います。何を100%とした場合のパーセンテージなのかということをお教えいただければと思います。

もう一つの質問は、共同提案の割合が増えたということなのですが、これはどういうプロセスでそうなっているのかということをお教えいただきたいなと思いました。つまりほかの自治体がどういう提案をするのか、一斉ので出していると分からないはずなので、実際近い自治体とか、あるいは六団体とかが協議されて出されているのは共同提案として出てくるのでしょうかけれども、それ以外の場合というのは、事務局のほうで例えば仲介して、類似したものがあればグループ化するみたいな形で共同提案化ということなのか、あるいは何かシステム化がされているのか、共同提案のプロセスというのはどうなっているのかというのを、これもちょっと素朴な質問なのですが、教えてください。

また、これは各府省の問題なのでちょっと質問といっても変なのかもしれませんが、各府省はこれらの提案についてどういうプロセスで回答を作成しているのだろうかというのも素朴な疑問で、先ほどコメントにもありましたけれども、それぞれの担当部署が個別に考えて回答しているようなものなのか、全体として統合して回答しているのか、何かそこら辺は調整されているのかなという、これは素朴な質問でした。

それから、コメントとしては、現状では大枠として自治体からの提案を事務局や提案募集検討専門部会が仲介する形で各府省と交渉するというか、話し合うことになっていて、これは大変な負担というか、労力をかけられていると思うのですが、例えば直接性を何か追加するということは可能なのだろうか。これはつまり自治体と国と一緒に協議するとか、アイデアを出すような場を追加するといったことは可能であろうか。

今年するということではないのですが、例えば効率化を進めるような分権の提案については、両者で最適な策を構想するようなことというのはあり得るのではないかと。そういう対立というよりは対話の中で解決を構想するというような、そういうことも実態として求められている部分かなと思いますので、そういったことも感じました。あるいは重点事項については両者で話し合ってみるとかです。

最後に、計画策定に関してはおっしゃるとおり、大変な負担に自治体のほうでなっ

いるということを教えていただきました。私どもは大学の教員をやっているとしても、学生が模範解答をコピーしていたら確かにいらつくのですけれども、何か一から書類や計画をつくるというのは、各自治体にとって大変な御負担になるだろうということは想像がつくところです。これもどのような形で効率化ができるのか、少し話し合いの場みたいなものができるといいのかなと思いました。

例えば思いついたのは、国が要請する事項は、結局項目があるような気がするのです。何かについて書式があるのかもしれませんが、文書でずらずら書いてくださいと、しっかりと計画ができているとに関しては予算をつけるといったことがあるのかもしれませんが、もう実際は、国が要請する事項というのが、基本的なところから高度な部分まであるのだろうなということを予測するのです。

これは我々大学もいろいろ求められて、どういった取組をするのか書かされることがあるのですけれども、項目化していただくと、自治体がそれを選択できるというか、うちだったらここまでできるけれども、これはちょっとできないとか選択する、これは先ほどデータ化の話も出ていましたけれども、どういった人口規模や財政状況の自治体がどういった項目を選択し、あるいは選択していないのかということはデータ化できるので、そうすれば大体この程度の実際だったら、これぐらいのことをやるのだなということが予測できるようになって、政策効果を予測できるようにもなります。

ですから、ただ文書でずらずら書いてもらうのではなくて、国がやってほしいというようなことをどこかできるところにお金をつけるという、やれるところだけやってほしいということではなくて、見ている限り全体としてやってほしい政策だと拝察しますので、そのような形でお互いに省略化を図りつつデータ化をすると、やる前から大体これぐらいやるのだろうなということも予測できるようになりますし、過大な要求をしていた、あるいは過小な要求していたということも予測できるようになりますので、こうしたことも実際のデータ化や政策化に生かせるのではないかという感想を持ちました。

以上です。

(神野座長) 質問事項については加藤参事官でよろしいですか。

(加藤参事官) 質問を3点ほどいただいておりますので、簡潔に説明させていただければと思います。

資料4の部分で件数、割合が書いてございますがということでございます。提案団体数の部分につきましては、提案を出した団体の中での割合ということで区分をつくっております。また、それ以外のところにつきましては、提案全体が220件ということで、これが100%という中で、この割合を算定しているということでございます。また、これは詳細なというか、整理したデータにつきましては、議員の皆様にも後ほど提供させていただければと思っております。

それから、共同提案のプロセスということでございました。共同提案につきましては増えておりまして、特に令和2年、昨年からは早期に事前相談いただいた内容につきまし

ては、私どものほうで取りまとめて内容を共有するといえますか、地方公共団体のほうに周知させていただきまして、その上で、共同提案をどうですか、あるいは支障事例を追加するものありませんかというプロセスを展開しております。その結果として、いや、その問題は私どもも認識しているので乗っかりたいとか、支障事例もあるので追加したいとか、そういう形で追加、この指とまれといえますか、乗っかってくる、そういう中で共同提案の割合が増えているということでございまして、今年はその2年目ということで、さらに丁寧に行った結果だと思っておりますが、増えたということになっております。

3点目、各府省、担当省庁の回答の状況といえますか、回答のプロセスといえますか、どういう意思決定を経ているかということでございます。基本的に、最終的には省としての方針、それを踏まえて、政府としても閣議決定に至りますので、省としての見解を求めているというのが私どもの立場でございます。ただ、途中段階におきましては、それぞれの府省の仕事の進め方もありまして、一定程度の段階で意思決定した形でこちらに回答が来るのだらうと思っておりますし、あるいはそれぞれの役所の取りまとめ方、官房がどこでグリップを効かせるかというところで、そこは様々だらうと思っておりますが、一定の責任ある回答ということで、こちらは求めているということでございます。

以上でございます。

(神野座長) 谷口議員、よろしいですかね。

(谷口議員) どうもありがとうございました。

(神野座長) それでは、大橋構成員、御発言をいただければと思います。

(大橋部会長代理) 大橋でございます。私のほうからは提案募集が少しずつ進化してきているのではないかと感じておりますので、その点について少しコメントさせていただきます。

従来から非常に高い実現率を持っていると言われる反面、非常に細かな問題を一個一個扱うということに限界があるのではないかとことは言われていたのですけれども、そういう中で、だんだんやっていくうちに、どうも現在ではこういうところに問題がありそうだということで、よく出てくるような問題、例えば子育てとかという形のある程度中二階で重点という形でまとめて、それを提示して、この指にとまってくださいという形で提案を活性化するということが行われてきたのですけれども、今年はさらにそれを一歩進めたような印象を持っております。

先ほどの計画で申しますと、計画がこれだけ増えたということ、これはもう行政スタイルの問題、先ほど市川議員からは役割分担の問題というお言葉がありましたけれども、そのようなものとして受けとめておりまして、つまり基本的な国と地方との大きな関わりの問題がここにあるのだということ、事務局の方に苦勞していただいてデータを集めたりして、一種理論武装して、こんな計画を多用させるような行政スタイルが一般化してしまっている現状についての考え方を主な検討の視点というような形で、あらかじめ示して、それで提案をそういう観点から見ていきますというようなことを言って

いるというのは、一歩踏み出たところではないかと思えます。

このようなやり方を探ることによって、個別提案の件数も伸びるでしょうし、審査の仕方も深くなると思えますし、また、それによって新しい問題発見とか、そのような状況を他の地方公共団体の方が見ることによって、問題関心を共有していただけるのではないかなという期待も持っております。

それで、これは行政スタイルを変革してもらうことのようにも見えるのですが、実質的には、こういうような事態に至っていることの一つの理由は、これが立法スタイルとして確立してしまっているというような点もあって、そうだとしますと、地方と国をめぐる立法のスタイルのところについても問題関心を寄せているということもあります。

それで、もちろん計画をなるべく負担のない手続にしてくださいとか、1つにまとまるものだったらまとめてくださいというようなことは言っているのですが、そういう中で、将来的には現在でも子供の問題とか、環境とか、介護、医療、交通というような重点項目については、ここはある地方公共団体は自らデータをまとめて、現状分析の下に将来構想を計画という形でつくっておられると思うわけです。それで、必要なものがあれば、それで代替できるというような国と地方との役割分担というものが、将来的には描かれるようなところがあるのかなと思っております。そういうような流れの中で、今回のこの計画の問題も受けとめてみたいというような形で、私どもは捉えているというようなことについて、一言補足させていただきます。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、伊藤構成員、お願いします。

(伊藤構成員) 私も既に議員の皆様、構成員の皆様の御意見と重複するところがありますので、1点だけ、計画策定に関する点についてコメントしたいと思います。

今回、33件取り上げることになったわけですが、先ほど平井議員から全国知事会の調査についても御紹介いただきました。その中で、やはり都道府県・市町村が問題視している計画というものと、今回提案として上がってきたものというのは、かなり重複している、つまり問題関心がかなり重なっていると理解しております。

ただ、今年度は、この計画策定に関する検討の第一歩であると私は受けとめておまして、まだ例えば都道府県・市町村が問題視している計画の中で具体的な支障というのをもう少し絞り込まないと、この提案募集方式に乗ってこないというようなものも幾つかあるのではないかと考えております。

今回でこの計画策定に関する検討は全て終わりというわけでありませんで、やはりこの手法は、今、大橋構成員からもございましたとおり非常に問題であるということがありますので、まずは今回、各府省の問題認識を我々もできるだけ引き出して、国としてどういう認識でいるのか、この計画という手法が地方にこれだけの負担を与えているこ

との意味をどう捉えているのかということを確認しながら、各府省とのヒアリングに臨んで、できるだけ提案の成果を引き出していきたいと考えております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは小早川座長代理、お願いできればと思います。

(小早川座長代理) ありがとうございます。小早川です。

私が言いたいと思っていたことは大体、これまで議員・構成員の皆様がおっしゃっておられますが、第一の感想としては、全体の問題意識の焦点がかなり一致してきているなという気がいたしました。あまり繰り返しにならないようにしますけれども、大橋構成員が、地方分権の推進なり、充実なりのための、この提案募集という方式について、シンカしてきているという表現をされまして、実は私もそれを言いたいと思っていたので、取られてしまったなと思ったのですけれども、大橋さんが言われたシンカというのは漢字で書くとどうなのか、進むほうなのか、深まるほうなのか、私はどちらかというに進むほうの進化を考えておりました。

ただ、中身はそんなに変わった話ではございません。もともとこれは、個別自治体から個別の制度改革の提案をしてもらおうという、基本的にはそういう発想だったはずですが、ここ数年、そして特に今日の御説明を伺っていますと、そういう個別偶然的に制度の改善をしていくという感じから、国と地方の関係、地方といってもこれはもう個別自治体ではなくて自治体総体、多くの自治体が共通に抱えている問題というのがあるって、そういう意味での国と地方の関係の一般的な枠組みを問題にするという方向にだんだん来ている。

来ているというのは、自然に来たのではなくて、事務局を中心に物すごい努力をされているのだと思うのですけれども、事務局だけではなくて、もちろん地方六団体の力も大きいと思いますけれども、共同提案にしろ、それから、重点募集テーマを設定して提案を誘うとか、そういういろいろな手法を用いて、このシステムが総合的に動くようになってきたなと感じました。

そういうことなのですけれども、その結果、それが一番はっきり出ているのが、計画策定の取り上げ方なのです。これにつきまして私は、これも既に言われたことなのですが、計画という手法そのものについての、個別にというよりは手法そのものについての総合的な検討が必要だろうと思います。その際に、ちょっとしたことなのですが、計画をつくって行政を行うという手法と、計画をつくらせるという手法とは区別する必要があります。

計画的に行政を行うことは当然なのですけれども、今、問題になっているのはそのことではなくて、国が地方に計画をつくらせるという手法について、それを問題にするということです。

その場合に、個別の法律の規定でもってつくらせることにしている、そこに必要性な

り合理性なりがあるかどうかを個別に考えるということと、そういうように計画をつくらせるという手法を一般的に多数用いるようになっている現状をどう見るかということがあります。

両方大事なのですけれども、後者のほうは、ひょっとしたらこの提案募集の方式の射程からはちょっと外れるのかもしれませんが、でも、そこがこれまでの議論であぶり出されてきているわけで、ぜひ、場所はここであっても、また別のところであってもいいのですけれども、計画をつくらせるという手法のメリット・デメリット、そのあるべき枠付けの仕方といったことをどこかで考えていただきたい。機関委任事務の問題にしても、個別のものについてこれは合理性に欠けるのではないかという機関委任事務合理化路線というのがずっとあって、それはそれなりに、若干の成果を上げたのでしょうけれども、それではやはり到底全体には当てはまらないということで、そこでもう全体として見直すという機運が出て、手法そのものを見直すという方式を採ったわけです。それとどこか似ているのかなという気もするのです。先のイメージは分かりませんが、今考えていることはそういうことだと思います。ちょっと長くなりました。

(神野座長) ありがとうございます。

一当たり皆様方の御意見を伺ったのですけれども、事務局のほうで全体を通じて何かコメントはありますか。よろしいですか。

では、事務次官、何かあればお願いします。

(山崎内閣府事務次官) せっかくですので、機関委任事務の整理合理化路線から機関委任事務廃止路線に入った大きな変革のときに、やはり小早川先生や委員の先生と一緒にやってきましたけれども、計画行政について、結局、支障事例がどれぐらいあるかということをもまずファクトファイディングに掴むというステージがあるのかなと思うのです。

今回、そういうことが出てくるのではないかと、それが恐らく昔で言えばメルクマール的なものができてきて、現状における計画行政がどのように引き継がれているかということがあぶり出されてきている。地方制度調査会では第16次地方制度調査会のあたりが機関委任事務の整理合理化路線だったのですけれども、そこから第24次、第25次に来てあのようなになりました。少し時間をかけながらも、国と地方の関係における計画の位置づけについて、この場でも、あるいは地方制度調査会でも議論を進めていただけるといいのかなと思っていまして、そのための地方公共団体から出てくる基本的な支障事例とか、何が不都合になっているのかという議論を、この分権の場でもやっていたらと思います。

実は昔は、都道府県と市町村、両方とも総合計画というのを持っていることになっていて、その総合計画の義務付けが市町村にあったものですから、伝統的にはその総合計画で代行させていくという手法が昔はあったのですが、それが分権一括法のときに、市町村への総合計画の義務付けがなくなっておりますので、そうすると、一つの計画で代

行させる手法が今は採れなくなっている。そういう前提の中で、それぞれの行政目的を達成するために、立法府において国として地方に求めるべき計画の数が増えてきている。

それは第一次分権のときに、例えば財政措置に伴うものはいいか、いろいろなメルクマールを立てたわけですが、それが20年たって、今どのように展開していて、何が具体的に地方公共団体の支障になっているかということをしっかり見て行って、地方公共団体の生の声と、それから、本来あるべき姿みたいな議論を、いつもの提案募集方式を少し超えてやらないとブレイクスルーできないかなというのが感想でございます。今まで大体30年ぐらいこういうことやっておりますので、初めの恐らく地方制度調査会と言えば、機関委任事務の整理合理化路線のときに、かなりのことを一方的に地方制度調査会が出して、すごく混乱したときがありますが、その少し前段階ぐらいになっているような気がしましたので、小早川先生がおっしゃったので、あえて申し上げました。

(神野座長) ありがとうございます。

審議の意味づけを適切にさせていただいたかと思います。

それでは、御議論を頂戴いたしました。内容はこれから部会を中心に進めていく上で極めて有益なアドバイスという内容が多くて、事務局のほうでまとめていただいた重点事項、つまり資料7、資料8のとおり重点事項をまとめていただいたことについては、むしろ有効にまとめていただいたという御意見が多かったかと思いますので、本日のこの会議でもって、この重点事項については、資料7及び資料8のとおりとしていくと、もちろん非常に有益な議論を頂戴いたしましたので、今後も議論を踏まえて検討を進めていくことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する議員あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

そうしますと、一応議事の1については御承知おきいただいたと思いますので、次に議事の2「その他」について、事務局のほうから御説明いただければと思います。よろしく願います。

(加藤参事官) 資料10と11につきまして、時間が押しておりますので、若干の説明をさせていただきます。

資料10でございます。既往の対応方針に伴うフォローアップの状況ということでまとめさせていただいております。これまで期限が到来するもの、あるいは到来したものをリストアップさせていただいております。既に結論を得たものは除いております。全体で50項目でございます。そのうち35件で結論を得られて、残り15件が引き続き検討中ということでございます。既に先ほど議論の中にも言及いただいております。この議論の中に入れていただきましてありがとうございます。

若干の宣伝だけ申し上げますと、資料10のほうの12ページの11番を見ていただきたいと思います。液化石油ガスの保安の確保の法律に基づく都道府県の事務の指定都市への移譲の議論でございます。昨年もフォローアップ案件ということで、この場で取り上

げさせていただきました。これにつきまして、経産省のほうで議論を引き取って検討ということになっておりましたが、こちらは最終的にまとまったということでございまして、それを受けまして、経産省のほうで指定都市への移譲に向けて様々な調整を行っているということになります。いずれ法律改正ということに進んでまいります。

もう一点、43ページの42番、乳がんの集団検診、マンモグラフィーの際の医師の立ち会いを不要とする見直しでございます。こちらにつきましても令和2年度中に結論ということでございますが、厚生労働省のほうで審議会等も含めて不要にできるという結論を得たということでございます。こちらは省令改正に向けた手続きが進められているというところでございまして、フォローアップを経て実現するというものでございます。こうしたものが主なものでございます。

それから、資料11でございます。こちらにつきましては提案を促すために、この1年、私どもがいろいろ働きかけをして頑張りましたということの報告でございます。細部には立ち入る時間がございませんので、後ほど御覧いただければと思います。コロナの中でもオンライン等も通じて様々な取組を進めましたということでございます。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

御報告いただきましたことにつきまして、御質問があれば承りますがよろしいですか。

それでは、特にそのほかに御発言がなければ、時間ぎりぎりになっておりますので、最後に、大変お忙しい中、三ッ林副大臣に御臨席いただいておりますのでお言葉をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(三ッ林内閣府副大臣) 本日は、令和3年の提案募集の今後の進め方について御審議をいただきまして感謝申し上げます。

地方の発意に根差した息の長い取組として導入された提案募集方式も今年で8年目に入りました。本年は昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、220件の提案をいただき、重点募集テーマである計画策定等についても多くの提案をいただくなど、提案募集方式に対する期待の高さを感じています。

今後、有識者会議、部会で充実した御審議をいただくとともに、内閣府としても国・地方間の調整等を鋭意進め、年末の対応方針の決定に向け、いただいた提案の最大限の実現を図ってまいります。

これから、特に部会の皆様には関係府省からの集中ヒアリングなど、時間的にも内容的にも相当の御苦勞をおかけすることになると思いますが、引き続き御尽力を賜りたく存じます。本日はありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ほぼ定刻どおりに本日の合同会議を終えることができそうなので、議事運営に御協力いただきましたことを深く感謝を申し上げます。

それでは、これにて閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)